

令和8年度 市・県民税申告相談のお知らせ

太田地域の申告会場は太田文化プラザ(1ヶ所での開催)です

申告期間中は太田支所市民サービス課窓口では申告相談を受け付けておりません。ご注意ください。

申告書をご自分で記載する場合は、郵送でも受け付けいたします。また、所得税の確定申告は税務署での申告や e-Tax (国税電子申告・納税システム) もご利用ください。(※e-Tax については国税庁ホームページをご参照ください。)

混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けておりますが、ご都合のつかない方は指定日以外でも受け付けいたしますので、裏面の日程表で申告相談開催日をご確認の上、ご来場ください。

また、今年度は太田地域での日曜申告はございません。日曜日の申告を希望される方は2月22日、3月1日の仙北地域、もしくは3月1日の中仙地域での日曜申告をご利用ください。

大仙市内各地域どこの会場でも申告相談をすることができます。日程は「広報だいせん だいせん日和1月号」をご覧ください。

感染症等の予防へご協力をお願いします

○せき・発熱等の症状がある方や、体調の優れない方の申告相談はご遠慮ください。

○手指消毒液を申告会場に設置します。

申告が必要かどうか？

市役所や税務署から申告に係る通知が送付された方は、そのはがき等を申告時お持ちください。

「申告のお知らせはがき」や「申告書」が郵送されない方でも、以下に該当する方等は申告が必要です。

○営業、農業、不動産所得があった方(※青色申告は申告書の受け取りのみで書類作成はできません。)

○新規に住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用を受ける方

○令和7年中に土地・家屋・高額な動産等を売却した方

○令和7年中に生命保険、損害保険や定期年金の満期、解約等により払い戻しがあった方

○扶養控除、社会保険料など各種控除の申告をする方(控除の申告により市・県民税が安くなる方等)

○医療費を多く支出したため医療費控除を受けたい方

※表面記載のフローチャートをご活用下さい。

申告に必要な物(申告書にはマイナンバーの記載が必要です)

◎マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードと身分証明書(運転免許証、保険証等)

(※被扶養者や事業専従者の分のマイナンバーも必要です。ただし身分証明書は不要です。)

◎本人名義の通帳、またはキャッシュカード(所得税の還付金がある場合に必要です)

◎市役所や税務署から申告に係る通知が送付された方は、その送付物(お知らせはがき等)

◎給与所得や公的年金所得がある方……源泉徴収票

◎営業、不動産所得などの所得がある方……収支計算書・領収書等

◎農業所得がある方……収支計算書(収支ノート)、領収書、農協等からの申告用証明書等

◎医療費控除を受ける方……領収書及び医療費の支払総額や保険等からの補てん額をまとめた計算書
または「医療費通知」(医療費のお知らせ等)

◎社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など各種控除を受ける方……掛金の証明書・領収書

※上記以外の所得や控除を申告される方……収入金額、支出金額の内容がわかる書類等

【お問い合わせ先】 大仙市太田支所市民サービス課 Tel 88-1117

市民税・県民税の申告について

令和8年度市民税・県民税の申告相談を次の日程で行いますので、お知らせします。

受付期間 令和8年2月6日（金曜日）から3月12日（木曜日）まで

受付日 「*太田地域申告相談受付日程表*」のとおり

受付時間 午前8時45分から午前11時30分まで・午後1時から午後3時30分まで

（太田地域での日曜申告はございません。日曜日の申告を希望される方は2月22日、3月1日の仙北地域、もしくは3月1日の中仙地域での日曜申告をご利用ください）

※開場時間は午前8時30分となっております。

会場 太田文化プラザ 1階 生活実習室

問合せ先 太田支所 市民サービス課（電話 88-1117）

市民税・県民税（国民健康保険税）の申告をしなければならない人

・令和8年1月1日現在、大仙市にお住まいの方

・申告が必要かどうか不明の場合は、「広報だいせん だいせん日和1月号」に申告が必要か不要かを判断できるフローチャートを掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

* 太田地域申告相談受付日程表 *

月 日	午 前	午 後	月 日	午 前	午 後
2月 6日（金）	永代・毘沙門	中村・清水川 北川口	2月 26日（木）	上中里	下中里・高花
10日（火）	南今泉・北今泉 下今泉・惣行	石神・長田湯伝 金井伝・真木	3月 2日（月）	上川原・今宿	小柳
13日（金）	築地古館・新田 北小神成	南小神成・田ノ尻 上斉内	5日（木）	宮羽	中荒井・荒屋敷
16日（月）	下斉内・北開	上小曾野 下小曾野・下新興	10日（火）	羽黒堂・赤坂 柳持	上北・下南
18日（水）	上新興・西新興	新関下・大町	11日（水）	上南・上堰 相野	高橋・若泉
25日（水）	堤田・泥窪 横沢東	堀ノ内・平内清水	12日（木）	八幡前	扇畑

《注意》上の表にない日は、中仙地域での申告相談受付業務等のため、太田地域での申告相談受付は行いませんのでご了承願います。